

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を年に1回お届けしています。事業所様あてに送付いたしますので届きましたら、**被保険者様あての封筒は開封せずにそのままお配りいただきますようお願いいたします。**

主な対象期間 **令和5年9月 から 令和6年8月 までに**
健康保険で診療を受けた分

発送時期 **令和7年1月中旬から順次発送**

※**令和6年9月から令和6年12月**の診療分など「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費分は、医療機関等からの領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成する必要があります。

また、マイナポータル連携を利用すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報を取得することができます！

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせについて、チャットボットなら24時間ご利用いただけます！

ご利用は
こちら→



確定申告（医療費控除）及びマイナポータル連携については
国税庁ホームページまたは**管轄の税務署**にてご確認ください。

「被扶養者資格の再確認」にご協力をお願いします

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

今年度も事業主様に「被扶養者状況リスト」をお送りしておりますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

対象者 **令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者**

提出期限 **令和6年11月29日（金）**



※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がないため、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

定期健康診断（事業者健診）結果データをご提供ください

労働安全衛生法に基づき、定期健康診断（事業者健診）を実施している場合、協会けんぽへ事業者健診データの提供が必要です。健診結果を活用して以下のメリットを受けられるように、健診結果のご提供をお願いします。

健診結果を提供する3つの方法は？

以下 1・2・3 いずれかの方法でお願いします。

1

事業所と健診機関が事業者健診の契約時に「協会けんぽに健診結果を提供する」旨を含んだ契約を取り交わす。

2

対象の健診機関からの健診結果の提供について、提供依頼書を協会けんぽへ提出する。

3

（事業所から）健診結果の写しを協会けんぽへ直接提供する。

★ 健診結果を提供するメリット ★

- ◆ メタボリスクのある方は、特定保健指導を無料で受けることができます。
（服薬中を除く40歳から74歳の方のみ）
- ◆ 健診受診率が向上し、インセンティブ制度※による健康保険料率引き下げにつながります。
- ◆ 健康経営優良法人の認定要件にもなっていますので、認定により近づきます。
- ◆ マイナポータル上で健診結果の閲覧ができます。

※ インセンティブ制度・・・

5つの指標について協会けんぽ47都道府県支部を順位付けし、上位15支部の健康保険料率にインセンティブが反映されることで健康保険料率の低減になる仕組み。

群馬のみんなを健康に！



みんなとリードの

ホポッと
けんぽ

ラジオを通じて
健康について考えてみよう！

FM GUNMA「WAI WAI Groovin'」内

2024年12月～2025年2月
毎週金曜日 AM 9:54～9:59

従業員の退職や、被扶養者の就職時には、保険証の速やかな回収と届出をお願いします。



全国健康保険協会 群馬支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬

検索

〒371-8516
前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4階
☎ 027-219-2100（代表）
受付時間／8:30～17:15（土日祝日・年末年始を除く）